

# 建設防災委員会協議事項 (追加)

日 時 令和4年2月18日 (金)  
午前10時

場 所 26階 第1委員会室

(危機管理室)

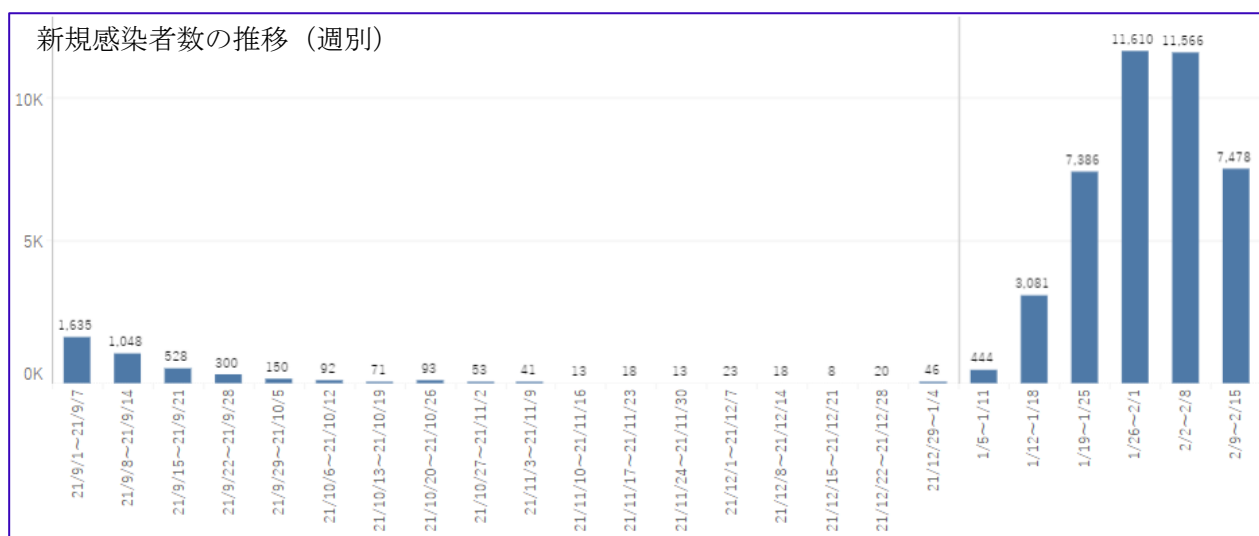
1. 報 告 新型コロナウイルス感染症対策について (資料)

報 告 新型コロナウイルス感染症対策について

1 市内発生状況 (2月15日時点)

(1) 新規感染者数 1,675 人、入院者数 289 人、宿泊療養施設入所者数 119 人、  
 自宅療養者数 24,636 人、療養先調整者数 4,276 人、死者数 694 人 (累計)

患者の状況	
患者発生総数	69,031人 <small>(うち疑似症1,281人)</small>
神戸市在住者	65,713人
入院	289人
中等症以下	269人
重症	20人
宿泊療養施設	119人
自宅療養	24,636人
療養先調整中	4,276人
死亡	694人
治癒 (退院など)	35,699人





## 神戸市の現在の状況

**確保病床の使用率 86%** (319/373床)

**重症者用病床の使用率 75%** (40/53床) 【うち、重症者 **38%** (20/53床)】

**新規感染者 週患者数 (人口10万人あたり) 491.0人** (2/9~2/15)

**入院率 1%** (入院数/療養者数)

**感染経路不明割合 57.0%** (2/9~2/15)

## 2 国・県等の直近の主な動向

### (1) 国の直近の動向

- ・ 12月1日 新型コロナウイルス感染症対策本部 (第82回: 持ち回り開催)
  - ・ 基本的対処方針の改定
- ・ 1月7日 新型コロナウイルス感染症対策本部 (第83回)
  - ・ まん延防止等重点措置に関する公示
 対象区域: 広島県、山口県、沖縄県  
 期間: 令和4年1月9日から1月31日まで
- ・ 1月19日 新型コロナウイルス感染症対策本部 (第84回)
  - ・ まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示
 追加対象区域: 群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県  
 期間: 令和4年1月21日から2月13日まで  
 (1月7日指定区域は令和4年1月9日から1月31日まで)

- ・ 1月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第85回：持ち回り開催）
  - ・まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示
  - 追加対象区域：北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県
  - 期間：令和4年1月27日から2月20日まで
    - （1月7日指定区域は令和4年1月9日から2月20日まで）
    - （1月19日指定区域は令和4年1月21日から2月13日まで）
- ・ 2月3日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第86回：持ち回り開催）
  - ・まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示
  - 追加対象区域：和歌山県
  - 期間：令和4年2月5日から2月27日まで
    - （1月7日指定区域は令和4年1月9日から2月20日まで）
    - （1月19日指定区域は令和4年1月21日から2月13日まで）
    - （1月25日指定区域は令和4年1月27日から2月20日まで）
- ・ 2月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第87回）
  - ・まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示
  - 追加対象区域：高知県
  - 期間：令和4年2月12日から3月6日まで
    - （1月7日指定区域は令和4年1月9日から2月20日まで）
    - （1月19日指定区域は令和4年1月21日から2月13日まで）
    - （1月25日指定区域は令和4年1月27日から2月20日まで）
    - （2月3日指定区域は令和4年2月5日から2月27日まで）

## （2）県の直近の動向

- ・ 12月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部（関係本部員会議）
  - ・オミクロン株の感染流行に備えた感染対策徹底の要請
- ・ 1月12日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第65回）
  - ・感染拡大に伴う県独自措置の実施
- ・ 1月21日 新型コロナウイルス感染症対策本部（関係本部員会議）
  - ・まん延防止等重点措置区域指定の国への要請
- ・ 1月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第66回）
  - ・まん延防止等重点措置実施区域の指定に伴う対策の実施
- ・ 2月15日 まん延長防止等重点措置期間の延長を国に要請

## （3）関西広域連合の直近の動向

- ・ 12月19日 第26回関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議
  - ・年末年始に伴う感染警戒
- ・ 1月27日 第27回関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議
  - ・第6波拡大阻止の徹底

### 3 本市の体制

- ・ 1月21日 神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部員会議（第25回）
  - ・ 令和3年度 神戸市の対応方針（第6弾）を決定
- ・ 1月26日 令和3年度 神戸市の対応方針（第6弾-改定）を決定
  - ・ 兵庫県について、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に指定

### 4. 本市における感染拡大防止の取り組み

#### 本市の対応方針（第6弾 - 改定）等に基づく主な取り組み

市内の感染状況について、第5波を大きく上回る勢いで感染が拡大している。

これ以上の感染拡大を防止するため、引き続き、ワクチン接種の取り組みを推進するとともに、必要な医療提供体制の確保と感染拡大防止の取り組みを継続する。

また、新型コロナウイルス感染症対策への応援体制を最優先とし、全庁を挙げて万全の体制を確保していく。

#### （1）医療提供体制の確保

感染が急拡大する中、病床の確保を図るとともに、早期対応による重症化防止の強化を行う。

##### ①病床の確保

- ・ 国の病床確保方針を踏まえて、兵庫県と連携し、更なる病床確保を行う。
- ・ 感染拡大時は通常医療の制限による入院病床の確保を実施する。

（最大418床（うち重症病床53床）を確保）

##### ②早期対応による重症化防止の強化

###### ○自宅療養者への早期対応体制の強化

- ・ 外来受入医療機関の拡充（15→20医療機関）。

###### ○宿泊療養施設の強化

- ・ 感染拡大に伴い、1月21日より更なる宿泊療養施設の運用を開始（6施設目）。
- ・ ニチイ神戸ポートアイランドセンターにおいて、2月5日から酸素投与が必要な要介護者等の受け入れ施設として活用。

#### （2）検査の実施体制等

- ・ 市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関や市医師会による検査センターの活用、民間企業のプール検査等を活用することにより、一日最大1,300検体のPCR検査体制を確保。
- ・ 外国人検査相談コールセンターを開設し、症状の相談や無料PCR検査の案内を実施（1月24日～）。

#### （3）変異株ゲノムサーベイランス体制

- ・ 神戸市健康科学研究所において、オミクロン株に対する体制を強化（11月29日～）。
- ・ 市内医療機関等から収集した陽性検体について、オミクロン株および新たな変異株を、早期発見・対応できる体制を整備。

#### (4) 保健所の強化

- ・ 自宅療養者夜間コールセンターを設置し、夜間電話対応一元化（感染拡大時：1月12日～）。
- ・ 保健師の遅出勤務を導入し、勤務体制を整備（感染拡大時：1月12日～）。
- ・ 想定を超える感染者数に対応するため、事務職員の兼務応援などにより体制を強化。
- ・ 無症状者・軽症者の療養に関する相談業務を行うため、「自宅療養フォローアップセンター」を開設。（2月4日～）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大に伴い、重症化リスクの高い対象者への支援に重点化するため、当面の間、保健所における陽性者等の対応について次のとおり変更。（2月5日～）

##### 【陽性者への調査】

- ・ 重症化リスクのない方はメールによる療養に関する情報提供。
- ・ 重症化リスクのある方は、保健師による健康状態の確認調査。

##### 【濃厚接触者への検査】

- ・ 濃厚接触者への検査は、停止。
- ・ 保健所における検査は、重症化リスクの高い高齢・障害施設での積極的検査に重点化。
- ・ 医療機関における検査は、有症状のコロナ疑い患者の検査に重点化。

#### (5) ワクチン接種促進

- ・ 18歳以上の2回目接種完了者に対して追加接種（3回目接種）を実施。（12月～）
- ・ 追加接種について、国の方針に基づき接種券を前倒しして発送。
- ・ 速やかに接種を受けていただけるよう体制を充実。
- ・ 大規模接種会場での接種
  - ノエビアスタジアム神戸会場（「接種券なし」での接種も実施）
  - 神戸ハーバーランドセンタービル会場（令和4年3月（予定）まで）

#### (6) 感染拡大防止の取り組み

- ・ 感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起や3つの「密」（密閉、密集、密接）が発生する場所を徹底して避けるなど基本的感染防止対策を呼びかけ。
- ・ 在宅勤務（テレワーク）や時差出勤の活用等による柔軟な働き方を推進や事業継続計画の実施準備及び計画に基づく取り組みの実施を呼びかけ。
- ・ ワクチン接種やマスクと距離の確保など、最重要感染防止対策を推進。

#### (7) 市立学校園

- ・ 感染防止対策のさらなる徹底を行い、学習活動や学校行事等の工夫を行いながら教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していく。
- ・ 教育活動を行うにあたっては、感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校が困難な児童生徒等に対しては、1人1台の学習用パソコンを活用したオンライン授業等を実施。
- ・ 児童生徒等や教職員の登校園前・出勤前の検温および健康観察、手洗い、教室等の換気、給

食及び昼食時の感染防止対策など、感染拡大防止の取り組みを引き続き徹底。

#### (8) 保育所・学童保育施設

- ・感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び体調不良者について出勤・登園等をさせないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を継続。
- ・休業等により可能な家庭に対して、家庭保育の協力を呼びかけ。

#### (9) 社会福祉施設等

- ・高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請。
- ・面会については原則としてオンライン面会等を活用し、直接面会を実施する場合は、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底。
- ・利用者の不要不急の外泊、外出を自粛。外泊や外出を実施する場合は、手指消毒やマスク着用等感染防止対策を徹底。

#### (10) 経済対策について

- ・長引くコロナ禍により、経営環境に影響が生じている市内事業者を幅広く支援するため、各種支援策に取り組むとともに、経済・雇用情勢を踏まえた効果的な事業者支援策を国・県に求めていく。
- ・市内事業者の実態把握に努め、国・県の支援策を十分に見極めた上で、市として実施すべき経済対策についての検討を進める。

#### (11) 市有施設等の対応

- ・令和3年11月26日以降、多数利用の市有施設等については、業種別ガイドライン等に即した感染防止策や国・県の方針に基づき対応。

#### (12) イベント等の対応

- ・令和4年1月27日から2月20日までの間、上記施設も含めた市内におけるイベント等については、以下の①及び②の条件を満たすほか、業種別ガイドライン等に則した感染防止策や国・県の方針に基づき対応。

##### ①人数上限

- ・5,000人

##### ②収容率

- ・大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の100%以内
- ・大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内

なお、参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントについて、感染防止安全計画を策定し、兵庫県による確認等を受けた場合、人数上限は20,000人かつ収容率の上限を100%（「大声なし」が前提）とする。さらに、対象者全員検査を実施した場合は、人数上限を収容定員までとすることを可能とする。

### (13) 庁内勤務体制

- ・新型コロナウイルス感染症対策への応援体制確保を最優先に、引き続き全庁を挙げ、万全の体制を確保。
- ・職員に感染者や濃厚接触者が発生した場合でも市民サービスに支障が生じないように、必要な業務体制を構築。
- ・引き続き、在宅勤務やフレックスタイム制等の活用により接触機会の低減を図る。加えて、発熱がなくともせき等の症状がある場合は出勤を控えるなど、感染予防対策の徹底を図る。

### (14) 備蓄物資の確保等

- ・感染再拡大や複合災害に適切に対応するため、必要な備蓄物資の在庫数量・必要数量を把握の上確保するとともに、市民への備蓄品の確保を呼びかける。
- ・災害時の避難所運営においても、3密を避けた避難スペースの確保をはじめ感染予防の徹底を図る。

## 5. 第2次対応検証結果報告書

### (1) 概要

これまでの感染症対策について、見直しや新たな対応が必要な事項がないか、検証を実施していくことは、今後の対応に活かしていく上で大変重要であるとの認識の下、昨年9月末での緊急事態措置の終了にあわせて、庁内での検証に着手し、12月10日に公表。

<構成>

第1章 時系列でみる国・県の動きと神戸市の対応

第2章 対応の検証

第1節 医療提供体制と感染拡大防止対策	第2節 報道対応と広報
第3節 市立学校園	第4節 保育所・学童保育施設等
第5節 社会福祉施設等	第6節 個人向け支援策
第7節 事業者向け支援策	第8節 職員・組織・庁舎
第9節 物資備蓄体制	第10節 市有施設等
第11節 意思決定	

第3章 次なる波への備え

巻末資料

- ・感染者数の推移等
- ・報道関係記録
- ・休業要請等の推移
- ・市有施設の対応経過

### (2) 検証結果報告書に対する意見募集

「第2次対応検証結果報告書」について、市民のみなさま、新型コロナウイルス感染症対策にあたられた関係者のみなさまから、広くご意見・ご提言等を募集。

- ・募集期間：令和3年12月10日～令和4年1月31日
- ・意見提出件数：33件